

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その84)

## 社会保障協定について②

Q

私は、2003年からドイツに9年間海外勤務となり、先日帰国しました。その間ドイツの社会保障制度に加入していましたが、将来ドイツの年金を受けることは可能でしょうか？

A

9年間ドイツに勤務した場合、ドイツとの社会保障協定では、最初の5年間は日本の社会保障制度に加入し、残りの4年間は派遣先のドイツの社会保障制度の加入になります。この4年間の加入に対して、将来ドイツの年金を受けるには、ドイツの受給資格期間の5年を満たすことが必要になります。ドイツとの社会保障協定により、日本の年金加入期間を通算できますので、通算した結果、5年以上となり、将来ドイツの年金を受給することが可能です。年金を受けるための手続きは、日本でも申請できます。

### \*\*\* 協定加入国の制度一覧表 \*\*\*

(2012年4月現在)

協定国		ドイツ	イギリス	韓国	アメリカ	ベルギー	フランス	カナダ
二重加入の防止 就労状況	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度に加入						
	上記派遣者の派遣期間が 予見できない事情により 5年を超える場合	原則として、派遣先の社会保障制度に加入 ただし、両国の合意が得られた場合、日本の社会保障制度に下記の期間加入可能 最長8年						
	5年を超えると見込まれる 長期派遣	5年以内は 日本の社会保障制度 5年を超えると派遣国 の社会保障制度 原則、派遣先の社会保障制度に加入						
加入期間の通算	派遣国の老齢年金を 受けるために必要な加入期間	5年	なし	10年	10年	なし	なし	派遣国内在住 ⇒10年以上 派遣国外在住 ⇒20年以上
	日本の加入期間との通算	通算できる	通算できない	通算できない	通算できる	通算できる	通算できる	通算できる
協定発効日		2000年2月1日	2001年2月1日	2005年4月1日	2005年10月1日	2007年1月1日	2007年6月1日	2008年3月1日

協定国		オーストラリア	オランダ	チェコ	スペイン	アイルランド	ブラジル	スイス
二重加入の防止 就労状況	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度に加入						
	上記派遣者の派遣期間が 予見できない事情により 5年を超える場合	原則として、派遣先の社会保障制度に加入 ただし、両国の合意が得られた場合、日本の社会保障制度に下記の期間加入可能 期限なし						
	5年を超えると見込まれる 長期派遣	5年以内は 日本の社会保障制度 5年を超えると派遣国 の社会保障制度 原則、派遣先の社会保障制度に加入						
加入期間の通算	派遣国の年金を 受けるために必要な加入期間	派遣国内在住 ⇒連続した 5年間を含む 10年以上	なし	25年	15年 *このうち2年間は、 受給権発生直前の 15年以内にあること	10年	15年	1年
	日本の加入期間との通算	通算できる	通算できる	通算できる	通算できる	通算できる	通算できる	通算できる
協定発効日		2009年1月1日	2009年3月1日	2009年6月1日	2010年12月1日	2010年12月1日	2012年3月1日	2012年3月1日

(注) 協定発効日前は、相手国と日本の社会保障制度に二重加入しています。

## 社会保障協定についての手続きについて

### ◆ 協定相手国の免除を受けるための手続き ◆

日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。交付の申請は、事業主が日本の年金事務所に「適用証明書交付申請書」を提出します。派遣された被保険者は、交付を受けた適用証明書を相手国内の事業所に提出します。(規程により、相手国の実施機関に提示または提出することが必要な場合もあります)

### ◆ 協定相手国の制度のみに加入する場合の手続き ◆

日本の事業主が「厚生年金保険の資格喪失届」を日本の年金事務所へ届け出る必要があります。この際、資格喪失届に相手国制度に加入した旨がわかる書類を添付します。

### ◆ 協定相手国の年金を受けるための手続き ◆

#### <日本で手続きを行う場合>

日本の年金事務所に、相手国の年金請求書と必要な添付書類を提出します。  
(日本年金機構を経由して相手国の実施機関に送付されます)  
日本の加入記録は、日本年金機構が確認の上、相手国に報告します。

#### <相手国で手続きを行う場合>

相手国の実施機関に相手国の年金請求書を提出します。  
日本の年金加入期間を通算したい場合は、「保険期間確認申請書」を一緒に提出すると、相手国実施機関が請求書をもとに日本年金機構に日本の加入期間の記録照会をします。